

葛飾区監査委員告示第9号

地方自治法第199条第12項の規定により、令和元年度第2回定期監査（教育委員会事務局及び学校）の結果に基づき講じた措置について、葛飾区教育委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年3月26日

葛飾区監査委員	内 山 利 之
同	遠 藤 勝 男
同	安 西 俊 一
同	上 村 やす子

令和元年度第2回定期監査(教育委員会事務局及び学校) の結果に基づき講じた措置について

1 支出及び現金出納事務を適正に行うべきもの

【指摘事項】 私費による立替払 (学務課)

小動物治療費(手数料)の前渡金が不足し、私費による58,644円の立替払を行っていた。

立替払は地方自治法上認められておらず、葛飾区会計事務規則に基づかない不適切な処理であり、公費と私費の混在は会計経理を誤らせる原因となるものである。計画的な資金管理に努められたい。

また、同じく小動物治療費の前渡金残金が8,266円しかないにもかかわらず、10,000円を学校に渡していた。

前渡金残金の確認を行わずに修繕料の残金も含めて現金を渡しており、現金と現金出納簿の照合がされていない。適正な事務処理に努められたい。

【講じた措置】

本件は小動物の具合が悪化し、学校が動物病院に入院させた際に、入院費用に対する前渡金の残額が不足していたため、追加の前渡金受領の準備を進めていたが、支払時に間に合わず立替払を行ってしまったものである。

今後は小動物の治療が見込まれる場合は、学校からの事前の連絡をできる限り早く行うように学校に周知して、予めの対応に努めるほか、金融機関から引き出しができない時間であっても必要な治療費を前渡金で渡せるように一定程度の前渡金を学務課で現金保持できるよう手続を行うこととする。

また、前渡金の残額の間違ひについては、現金と現金出納簿(種類別)の照合を怠ったために生じたものである。今後は、前渡金の受け渡しにおいて、現金の残額と現金出納簿の内容の照合を必ず行い、現金を払い出す科目を逐次確認することにより、現金の取扱いに齟齬がないよう徹底を図ることとする。

〔指摘事項〕 私費による立替払

(指導室)

宿泊ふれあい学習で用意しておくべき救急用交通費について、資金前渡を受けずに私費による8,850円の立替払を行った。また、この際に顛末書で再発防止に努めるとしたにもかかわらず、その後も、イングリッシュ・キャンプ救急用交通費17,460円の私費による立替払を行っていた。

立替払は地方自治法上認められておらず、葛飾区会計事務規則に基づかない不適切な処理であり、公費と私費の混在は会計経理を誤らせる原因となるものである。事業に必要な経費を事前に確認するなど適正な事務処理に務められたい。

【講じた措置】

本件宿泊ふれあい学習における救急用交通費に関しては、4月・5月に実施する事業のため、4月当初に資金前渡の手続を行い、緊急時に備えるべきものであるが、資金前渡の手続がなされていなかったものである。

宿泊先の引率教員から急病者の連絡を受け、取り急ぎ手続を行ったが、結果的に引率教員に一時交通費の立替払を依頼し、後日当該交通費を教員に支払うこととした。

立替払は地方自治法上認められておらず、葛飾区会計事務規則に基づかない不適切な処理であることから、指導室内において、契約・会計事務の手引や同事務規則に定められたルールを再確認するとともに、係員間の情報共有及び協力体制について再確認を行った。また、財務会計の決裁を行う管理・監督者のチェック機能が果たせるように、改めて基本ルールの周知徹底を図った。今後は、複数担当制による相互チェック体制を取り入れて、組織として誤った事務処理を防止する体制を整備していくものとする。

なお、イングリッシュキャンプ救急用交通費については、これまで執行実績が無かったこともあり、資金前渡の手続を行わなかったが、必要な経費が計画的に執行できるように今後、財源確保にも努めてまいりたい。

【指摘事項】 私費による立替払

(細田小学校)

全日本バンドフェスティバル東京都大会負担金(参加費)において、資金前渡を受けずに私費による39,900円の立替払を行っていた。

立替払は地方自治法上認められておらず、葛飾区会計事務規則に基づかない不適切な処理であり、公費と私費の混在は会計経理を誤らせる原因となるものである。計画的な資金管理に努められたい。

【講じた措置】

今回の事例は、顧問教諭と事務担当者との間で全日本バンドフェスティバル東京都大会参加費について連携がとれていなかったため、私費による立替払を行ってしまった。

今後は、顧問教諭と事務担当者が連絡を取り合い、事前に実施要項の写しを提出してもらい主催者へ納入方法などを確認の上、必要な金額を請求し準備していくとともに、規則等を順守し、立替払をしないよう公金の適切な管理に努めてまいりたい。

【指摘事項】 私費による立替払

(水元小学校)

日光移動教室の介助員謝礼において、学校が金融機関に預けている前渡金口座から預金を引き出さずに私費による24,929円の立替払を行い、後日預金から引き出し精算していた。また、現金出納簿に前渡金の受領、払出し等の記帳漏れの事例が見られた。

立替払は地方自治法上認められておらず、葛飾区会計事務規則に基づかない不適切な処理であり、公費と私費の混在は会計経理を誤らせる原因となるものである。また、葛飾区会計事務規則第118条により、「資金の前渡を受けた者は、現金出納簿を備えて、現金の出納を整理しなければならない。」とされている。適正な事務処理に努められたい。

【講じた措置】

このたびの事例は、日光移動教室最終日に前渡金口座から預金を引き出すことを失念し、支払の準備をしていなかったために立替払が生じたものである。立替払は地方自治法上認められていない、不適切な事務処理である。

今後は、事前に計画的に前渡金口座から現金の引き出しを行うべく執行状況を管理し、適切な支払ができるように努めてまいりたい。また、定期的に現金出納簿と預金通帳を照合するなど、記帳漏れが生じないように徹底してまいりたい。

【指摘事項】 私費による立替払 (青葉中学校)

関東中学校水泳競技大会の参加費及び交通費において、前渡金口座から預金を引き出さずに私費による12,340円の立替払を行い、後日預金から引き出し精算していた。

立替払は地方自治法上認められておらず、葛飾区会計事務規則に基づかない不適切な処理であり、公費と私費の混在は会計経理を誤らせる原因となるものである。計画的な資金管理に努められたい。

【講じた措置】

本件は、平成30年10月1日に前渡金が預金口座へ入金されていたにもかかわらず、預金からの払出しを怠ってしまったため、立替払が生じてしまったものである。

今後は、このような不適切な処理が生じないよう、日頃から預金や金庫に保管している現金の確認を行うとともに、現金出納簿には前渡金の使途が容易に判別できるよう具体的に記載し、定期的に預金通帳と照合するなど、立替払を行わないよう適正な公金の管理に努めてまいりたい。

【指摘事項】 私費による立替払 (上千葉小学校)

交際費において、前渡金口座から預金を引き出さずに3回で計9,500円の私費による立替払を行い、後日預金から引き出し精算していた。

立替払は地方自治法上認められておらず、葛飾区会計事務規則に基づかない不適切な処理であり、公費と私費の混在は会計経理を誤らせる原因となるものである。計画的な資金管理に努められたい。

【講じた措置】

このたび定期監査において指摘事項として挙げられた事例は、交際費の4半期ごとの清算・請求時期に不足を生じる見込みがあるにもかかわらず、交際費を預金から払い出し、支払の準備をしていなかったために立替払が生じたものである。立替払は地方自治法上認められていない、不適切な事務処理である。

この反省を踏まえ、今後は4半期ごとの計画的な執行に努めるとともに、このような立替払を起こさないように、計画的な資金管理に努めてまいりたい。

2 契約事務を適正に行うべきもの

【指摘事項】 契約手続を行う前の発注 (地域教育課)

はたちのつどい用の「コカコーラほか18点の購入」(49,970円)の契約において、契約手続を行わないまま発注し、式典の前日に契約手続を行っていた。

確認したところ、平成31年1月4日に見積書を受領したが、この見積書に誤りがあり、再提出を求めたことで契約手続を行わなかったものである。その後、1月13日になって、正しい見積書が提出されたが、これを1月4日にさかのぼって起票し、契約手続を行っていた。

早めの契約手続を行い、不適切事務等が発生しない事務処理手順及びチェック体制を検討されたい。

【講じた措置】

本件は、事業者から徴取した見積書に誤りがあったため、再度見積書の提出を求めたところ、納品日前日の見積書徴取となり、起案日から納品日までの期間が1日となってしまったため、契約日を遡及して起案してしまったものである。

今回の原因は、①納品日の10日前になって、初めて事業者から見積書を徴取したこと、②事業者から見積書の提出がされないことを理由に、事業実施の直前まで支出負担行為の起案を行わなかったこと、③事業の実施が間近となり、起案日や決裁日について遡及処理しなければならないと誤認したこと、④決裁者においても、各事業における契約及び会計手続や遡及処理に対して適切な管理監督、指導を行わなかったこと、以上の四点によるものである。

今後このような事態が発生しないよう、係毎に事業別かつ契約案件別に記載したスケジュール表を作成して係内で共有し、予定どおりに事務処理が行われているか、担当者、係内予算担当者及び係長が適宜確認する仕組みを構築する。また、起案日を遡及する行為は不適切な事務処理であることを、課内の職員全員に対し改めて周知徹底した。

[指摘事項] 契約手続を行う前の発注

(中央図書館)

「中央図書館開館10周年記念イベント用ポスター・ちらし印刷」(85,700円)の契約において、契約日(令和元年9月26日)の4日後を納期とする契約を結び、同日に納品が行われていた。

ポスター500部、チラシ2,500部の印刷の契約であり、仕様書では、デザイン・レイアウトを含み校正は2回となっているにもかかわらず、契約日(支出負担行為同決裁日)の4日後に納期を設定し、同日に履行させるということは、支出負担行為同の決裁前に発注したものと言わざるを得ない。早めの契約手続と適切な納期設定を行い、計画的な契約事務の執行に努められたい。

【講じた措置】

本契約は、ポスター・ちらしの仕様書・原稿を事業推進係が担当し、契約・支出を管理係が行ったが、業者に仕様書と原稿を提出後、見積書受領時に仕様書に不備が見つかり、事業推進係が仕様書の修正に手間取ったため、納期に余裕がなくなるとともに、再見積書の受領が遅くなった。

また、交代制勤務のため、管理係担当者と迅速な情報連携に欠け、結果的に支出負担行為の決裁を遅延してしまったものである。

今後は、事業推進係事業の当該年度発注分については、年度初めにリスト化し、次月の発注についての前月中に両係担当にて進行管理を行い、早めの契約手続と適切な納期設定を行うとともに、不測の事態が生じた際もメールまたはメモによる引継ぎを徹底することで、シフト勤務による担当者不在時でも遅延しない処理を心掛けることにより適切な契約事務の執行に努める。

[指摘事項] 支出金額の誤り

(学務課)

「区立学校等粗大ごみ処理委託（単価契約）」の契約において、6月分（小学校分）の支払の際に計量証明書に基づいた請求書により支払うべきところ、1校分（210kg 20, 185円）を含まない金額の請求書により支払を行っていた。

請求書を受領した際に請求内容について確認すべきところ、それを怠ったため誤った金額で支払をしてしまったものである。単価契約においては、実績・数量に基づいて支出負担行為の金額が確定するため、請求書の内容について、特に慎重な確認を行わなければならない。適正な事務の執行に努められたい。

【講じた措置】

粗大ごみの処理委託については単価契約を行っており、排出量は計量証明書・マニフェストを提出させ、請求書と照合して支払を行っている。今回、粗大ごみの請求書を受領した際、請求内容について粗大ごみの計量証明書・マニフェストと合致しているかを確認すべきところ、これを怠ったため誤った請求金額のまま支払処理を行ってしまったものである。

今後は、単価契約の実績・数量の間違いないか計量証明書・マニフェストを複数人で確認を行うなどし、請求金額が正しいかを慎重に確認することにより適正な支払事務を行うこととする。

【指摘事項】 分割発注

(学務課)

机・椅子等の購入を目的とした予算を学校に令達していたが、学校長の契約権限を超える金額を1月下旬から2月上旬という時期に令達したため、令達を受けた学校において、年度内に短期間で30万円未満の机・椅子等の購入契約を繰り返すことになった。

葛飾区契約事務規則第4条(別表第1)により、1件あたりの予定金額が30万円以上の物品購入の契約は契約管財課長の権限とされている。契約管財課の契約では、当該年度分の契約の執行伺の提出期限を1月10日としており、この期限までに提出できない場合は理由書を提出することになっている。学校への令達時期が遅く、事業主管課として特段の対応をしなかったため、令達された学校として30万円未満の契約に分割したと推測される。

適正な予算令達及び契約事務の執行に努められたい。

【講じた措置】

備品の購入については、原則として30万円以内であれば学校に令達して学校が契約を行い、30万円を超える場合は学務課で契約を行うこととしている。本件は、学校の机・椅子等の購入にあたり契約管財課への平成30年度分契約の執行伺の提出期限(平成31年1月10日)までに購入数が確定しなかったという事務の遅れもあったが、学校が必要とする数を購入するための金額を令達してしまったものである。

今後は、学校の物品購入計画を早めに把握し、学校長の契約権限を超える金額となる場合には、発注時期や納期も含めて計画的に管理し、分割発注にならないよう令達金額に十分注意を払って令達を行うこととする。

【指摘事項】 支払手続の遅延

(地域教育課)

「バルーンアート用風船外6点の購入」(79,310円)の契約において、履行確認日(平成30年4月20日)から8か月後の12月27日に支払が行われていた。

本件は、納期までに納品が間に合わなくなったことからの納期延長、さらに一部履行不能による契約解除(契約変更)に至った事案であり、子どもまつりで当初計画されていた事業の縮小を余儀なくされる結果となった。この契約解除(契約変更)は、受注者に非があるものの、事業主管課としても迅速な事務処理が必要である。

この他にも、履行確認日から請求日までが1か月以上経過していた事例や請求日から起票までに相当日数(10日以上)を要していた事例が複数見られた。

「支払遅延の防止及び支払処理の迅速化について」(平成30年2月13日付け29総契第699号総務部長及び会計管理者連名通知)に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

【講じた措置】

本件は、契約変更の事務処理に約2か月、その後、事業者から請求書を徴取するまでに約5か月、さらに支払の事務処理に約1か月を要したため、事業者への支払が履行確認日の8か月後になったものである。

今回の原因は、①担当者が契約変更の事務処理に精通しておらず、事務処理に約2か月を要したこと、②請求書を提出しない事業者に対し、担当者が1か月に2回ほどの督促しかしなかったこと、③請求書の徴取を行ってから支払手続までに事務の遅滞があったこと、④上記の事務処理に対して、管理監督者が適切な進行管理や指導を行わなかったこと、以上の四点によるものである。

今後このような事態が発生しないよう、すべての契約について、履行確認日及び請求日を記載する一覧表を作成して係内で共有し、予定どおりに事務処理が行われているか、担当者、係内予算担当者及び係長が適宜確認する仕組みを構築する。また、事務処理の遅延を未然に防止するため、事務の執行状況を逐次報告するよう、管理監督者から担当者を指導するとともに、「支払遅延の防止及び支払処理の迅速化について」(平成30年2月13日付け29総契第699号総務部長及び会計管理者連名通知)の内容について、課内の職員全員に対し改めて周知徹底を行った。

【指摘事項】 支払手続の遅延

(水元小学校)

「黄ボール紙外購入」(140,137円)の契約において、履行確認日(平成30年10月12日)から3か月後の平成31年1月29日に支払が行われていた。

確認したところ、契約が履行された日に受注者から請求書が提出されたが、学校の支払手続が遅れたため、受託者に請求日を修正してもらい、支払手続を行った。本来であれば、当初の請求日である10月12日から30日以内に支払わなければならないものである。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の趣旨に基づき、履行確認及び適法な請求があった場合は、速やかに契約代金支払の手続を進められたい。

【講じた措置】

今回の事例は、校内における決裁がスムーズに行われなかったことにより発生してしまったものである。

本件は、財務会計システム上の支出命令書作成時に、兼用請書の添付漏れが判明し、事務担当者が修正を行ったが、修正の起票を複数回にわたり行ったことにより、決裁権者が決裁を行ったものと誤認してしまったことが原因である。

今後は、財務会計システムの伝票決裁ルートの状況を日々確認するとともに、決裁時の連絡・確認等の連携を一層密にすることで、支払手続の遅れが生じないように徹底してまいりたい。

3 収入事務を適正に行うべきもの

[指摘事項] 調定年度の誤り

(指導室)

平成30年度の理科教育設備整備費等補助金3,219,000円について、会計年度を誤り、平成31年度の補助金として、平成31年4月26日付けで調定伺いを起票し収入していた。

補助金の内容について確認しておけば、歳入すべき年度を誤認することはなかったはずである。適正な事務処理をされたい。

【講じた措置】

本件については、財務会計システムによる調定伺いを起票する際に、会計年度を誤ったものである。添付されていた東京都の交付決定通知を見れば、歳入年度は明らかであったが、決裁権者である係長及び課長も気付かず事務手続が完了し、誤った年度に収入してしまったものである。また、5月の出納閉鎖前に再度の確認をすべきであったが、怠った結果である。

今回の指摘を受け、指導室内において、契約・会計事務の手引や同事務規則に定められたルールを再確認するとともに、財務会計の決裁を行う管理・監督者のチェック機能が果たせるように、改めて基本ルールの周知徹底を図った。なお、管理・監督者である係長及び課長には、監査事務局から提供を受けたチェックリスト等の資料を配付し、日頃から決裁時のポイントとして活用するよう改めて周知を行った。

今後は、複数担当制による相互チェック体制を取り入れるとともに、庶務担当係長による管理・監督者への定期的な啓発・不適切事例の情報共有を行うことで、不適切な事務の根絶を図っていくものとする。